

私たちの訪問看護を利用するには

1

主治医（医療機関）または
私たち（ソレイユハートケア）にご相談ください

2

主治医から訪問看護指示書により指示を受ける

3

訪問看護ステーションソレイユハートケアと契約

4

ご利用開始（訪問に伺います）



〈ご利用回数・訪問日程〉

1週間に3回の訪問を限度とし、利用目的やご要望を考慮してご利用回数を決定します。
ご自宅にお伺いする訪問日程もご希望により調整させていただきます。
また主治医の診断により訪問回数が4回以上可能な場合があります。

〈ご利用料金〉

訪問看護は、精神疾患に必要な治療を続けられるように医療費の軽減を図る**自立支援医療制度（精神通院医療）**に含まれています。**自立支援医療制度（精神通院医療）**のご利用で**自己負担金が軽減**されます。**自立支援医療制度（精神通院医療）**の申請については、医療機関または私たちにご遠慮なくお尋ねください。尚、この制度を利用されていない場合は、通常健康保険の適応となります。また、訪問にあたっては、当ステーションからご自宅までの移動距離に応じて別途、交通費が発生する場合がございます。

〈訪問地域〉

文京区白山から自転車で片道30分程度の範囲内を限度とします。

〈保険外サービス〉

受診の同行、外出や旅行などの付き添い、買い物や家事、安否確認などご相談ください。

〈お問い合わせ〉

ご自宅に他人が来るということに抵抗を感じる方もいらっしゃると思いますが、住み慣れたご自宅での生活支援の利用によって、安定した日常生活を維持できるようになった利用者の方がたくさんおられます。お気軽に私たちへ何でもご相談・お問い合わせください。（☎ 03-6902-9184）